

○政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」により決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))において、自転車通勤の推進を位置付け。

## 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(抜粋)

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (3)まん延防止

##### 4)職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
  - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、**自転車通勤**等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
  - ・ 引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、**自転車通勤**等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、**自転車通勤**等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

##### 6)緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

###### (職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、**自転車通勤**等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。